

# 確定申告書の記入見本 (A様式の場合)

**会社員 松山三郎さんのケース**  
 家族構成 妻、子供2人  
 収入 給与収入(年末調整済)  
 ふるさと納税の額 4万円

申告に必要な添付書類は、22年分の給与所得の源泉徴収票(原本)とふるさと納税の「領収書」または「寄附金受領証明書」です。

## <<添付書類>>

### <22年分の源泉徴収票>

平成22年分 給与所得の源泉徴収票		氏名	
住所 東京都千代田区平河町2丁目4-1 000マンション 501号		松山 三郎	
給与・賞与	7,800,000	給与所得控除後の金額	5,820,000
控除後の金額	2,713,000	源泉徴収税額	213,200
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数の控除額	障害者の数の控除額
社会保険料等の金額	180,000	生命保険料の控除額	93,000
国民年金保険料等の金額	800,000	地震保険料の控除額	50,000
国民年金保険料等の金額	280,000	住宅借入金等特別控除の額	10,000
控除後の金額	2,713,000	源泉徴収税額	213,200
源泉徴収税額の合計額	213,200	源泉徴収税額の合計額	213,200

### <ふるさと納税の領収書>

#### 郵便局

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 01610-1

金額 40,000

住所 東京都千代田区平河町2-4-1 000マンション501号

氏名 松山 三郎

内容 松山市ふるさと納税寄附金

備考 日附印

領収印

#### 銀行

納付書兼領収書

寄附先 松山市

寄附金額 40,000

寄附内容 松山市ふるさと納税寄附金

領収印

平成22年分の所得税の確定申告書A

住所 東京都千代田区平河町2丁目4-1

氏名 松山 三郎

収入 給与収入(年末調整済) 7,800,000

ふるさと納税の額 40,000

源泉徴収税額 213,200

所得の内訳 (源泉徴収税額) 213,200

所得の種類 給与 7,800,000

所得の内訳 (源泉徴収税額) 213,200

所得の種類 給与 7,800,000

所得の内訳 (源泉徴収税額) 213,200

平成22年分の所得税の確定申告書A

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類 給与 7,800,000

所得の内訳 (源泉徴収税額) 213,200

所得の種類 給与 7,800,000

所得の内訳 (源泉徴収税額) 213,200

所得税における寄附金控除は所得控除となっており、以下のように計算します。

寄附金控除額 = 寄附金の額 と 総所得金額等の合計額の40% のどちらか低い額 - 2,000円

松山 三郎さんの場合は  
 < 寄附金の額 > < 総所得金額等の合計額 の 40% >  
 40,000円 と 5,820,000円 × 40%  
 を比較して40,000円の方が小さいので40,000円から2,000円を差し引いた38,000円が三郎さんの寄附金控除の額となります。

住民税における寄附金控除は従来からある基本控除と、20年度から創設された特例控除があります。それぞれ以下のように計算します。

(基本控除) = (寄附金全体の額 - 5,000円) × 10%  
 (特例控除) = (ふるさと納税の額 - 5,000円) × (90% - 所得税の限界税率(0~40%\*))  
 \* 所得税の限界税率とは、寄附者に適用される所得税の最も高い税率です。三郎さんの場合、所得税の課税標準額が195万円を超え330万円以下の3,072,000円なので10%となります。

松山三郎さんの場合、基本控除が3,500円、特例控除が28,000円となります。  
 ※特例控除は住民税所得割の1割を上限とし、寄附金控除の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が限度額となっています。

19 寄附先の所在地・名称 愛媛県松山市二番町4丁目7-2 寄附金 40,000

寄附金控除の欄には領収書に記載されている、ふるさと納税額40,000円と寄附先の所在地と名称を記載します。  
 ※ふるさと納税以外に寄附金がある場合は、それらも合わせた合計額を記入してください。

寄附金 都道府県、市区町村分 40,000円 条例 都道府県

税額控除 住所の共同基金会、日赤支部分 市区町村

寄附金の内訳を記入する欄で、ふるさと納税額40,000円は「都道府県、市区町村分」に記入します。

※ふるさと納税以外に寄附金がある場合は、それらの内訳も記入してください。